

〒491-8501  
愛知県一宮市本町2丁目5番6号  
一宮市役所  
財務部市民税課  
特別徴収担当 行

〒491-8501  
愛知県一宮市本町2丁目5番6号  
一宮市役所  
財務部市民税課  
特別徴収担当 行

令和8年度

[返信用 あて名] ※異動届出書の送付等にご利用ください。

# 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

## ○目次

1. 特別徴収とは	1 ページ
2. 納税義務者への通知	1 ページ
3. 徴収と納付	1 ページ
4. 納期の特例	2 ページ
5. 退職、休職、転勤等の異動があった場合	2 ページ
6. 一括徴収	2 ページ
7. 事業所の名称や所在地に変更があった場合	2 ページ
8. 納期限までに納入されない場合	2 ページ
9. 特別徴収税額に変更があった場合	2 ページ
10. 特別徴収を開始する場合	2 ページ
11. 退職手当等を支払う場合	3 ページ
12. 特別徴収事務における手続等の電子化について	3 ページ
納入書の取り扱いについて	4～5 ページ
異動届出書の書き方（記入例①～④）	6～7 ページ
給与所得者異動届出書	8 ページ
納期の特例についての承認申請書の記入のしかた	9 ページ
納期の特例についての承認申請書	10 ページ
特別徴収切替依頼書の記入のしかた	11 ページ
特別徴収切替依頼書	12 ページ
所在地・名称等変更届出書	13 ページ
ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書	14 ページ

## 📄 ページID検索

このしおりに記載のID番号を、市ウェブサイトの「ページID検索」に入力すると、詳細についてや申請書をダウンロードできるページを簡単に検索できます。（市ウェブサイト <https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>）

一宮市財務部市民税課

個人市民税グループ（特別徴収担当）

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

TEL (0586) 28-8964（直通）

市町村コード232033




## 1. 特別徴収とは 1000917

地方税法の規定により、給与支払者が「特別徴収義務者」として市町村から指定を受け、従業員等の市県民税を毎月の給与から差し引きし、代わって納める制度です。所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は従業員等の市県民税についても給与から差し引きして納めることが義務付けられています。

## 2. 納税義務者への通知

「市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」をミシン目で切り取り **圧着部分をはがさず** 従業員等にお渡しください。

退職等の理由によりお渡しできない場合は給与所得者異動届出書（以下「異動届出書」）（8ページをコピー又は  1009932）に必要事項を記入し、一緒に返送してください。

## 3. 徴収と納付

「市民税・県民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に記載の納付額を6月から翌年5月にかけて支払われる給与から差し引きし、翌月の10日（10日が、土・日曜、祝日の場合は金融機関等の翌営業日）までに右記の【納入場所】へ納入してください。

なお、愛知、岐阜、三重、静岡県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、第1回目の納入時に「指定通知書」（14ページ）をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

### 【納入場所】

金融機関等の各窓口（令和8年4月1日現在）	
あいち銀行	十六銀行
信用組合愛知商銀	東海労働金庫
愛知西農業協同組合	名古屋銀行
イオ信用組合	尾西信用金庫
いちい信用金庫	百五銀行
大垣共立銀行	三菱UFJ銀行
大垣西濃信用金庫	ゆうちょ銀行・郵便局
岐阜信用金庫	一宮市役所本庁舎・尾西庁舎・木曾川庁舎

### 【納期限】

令和8年度分の納期限	
令和8年 6月分	令和8年 7月10日（金）
7月分	8月10日（月）
8月分	9月10日（木）
9月分	10月13日（火）
10月分	11月10日（火）
11月分	12月10日（木）
12月分	令和9年 1月12日（火）
令和9年 1月分	2月10日（水）
2月分	3月10日（水）
3月分	4月12日（月）
4月分	5月10日（月）
5月分	6月10日（木）

#### 4. 納期の特例 **ID** 1009934

給与の支払いを受ける人が常時 10 人未満である事業所は「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書」（10 ページをコピー又は **ID** 1009934）を提出し承認を受けることで、年 12 回の納期を年 2 回（※）とすることができます。

※ 1 回目は、6 月分から 11 月分の合計額を 11 月分の納入書で、2 回目は、12 月分から翌年 5 月分の合計額を翌年 5 月分の納入書で納入してください。

#### 5. 退職、休職、転勤等の異動があった場合 **ID** 1009932

異動により給与の支払いを行わなくなった場合は、その日が属する月の翌月 10 日までに、異動届出書（8 ページをコピー又は **ID** 1009932）に必要事項を記入し、提出してください。

なお、転勤等する方が新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合は、月割額と開始月を新しい勤務先に連絡のうえ、異動届出書に必要事項を記入し、提出してください。

#### 6. 一括徴収

次の場合は給与又は退職手当等から残りの税額を一括徴収し納入してください。なお、従業員等が亡くなられた場合、一括徴収しないでください。

・令和 8 年 6 月 1 日から 12 月 31 日までに退職又は出国※1し、当該従業員等から一括徴収の申出がある場合。

・令和 9 年 1 月 1 日以降に退職又は出国※2する場合。

※ 1 出国する場合は、一括徴収していただくようご協力をお願いします。

一括徴収できない場合は納税管理人の手続き（**ID** 1028779）が必要です。

※ 2 令和 9 年 1 月 2 日以降に出国する場合は、来年度の住民税のため納税管理人の手続きが必要です。

#### 7. 事業所の名称や所在地に変更があった場合 **ID** 1009933

「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」（13 ページをコピー又は **ID** 1009933）に必要事項を記入し、提出してください。

なお、法人番号及び個人事業主の代表者に変更がある場合は、別の特別徴収義務者として登録するため、従業員全員分の「異動届出書」（8 ページをコピー又は **ID** 1009932）を提出してください。

#### 8. 納期限までに納入されない場合 **ID** 1000874

各月の特別徴収税額を各納期限までに完納されない場合は、各納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、法律の定める割合で算出した額を延滞金として納めなければなりません。

また、督促状を発付した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

#### 9. 特別徴収税額に変更があった場合 **ID** 1009935

「市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、特別徴収義務者用に記載の納付額を徴収し、納入してください。納税義務者用については、圧着部分をはがさず従業員等にお渡しください。

なお、納入書は再送しませんので「納入書の取り扱いについて」（4 ページ）をご参照のうえ、以前送付したものを訂正してご使用ください。

#### 10. 特別徴収を開始する場合 **ID** 1009936

年度の途中に入社や復職等する従業員等について、特別徴収へ切り替えることができます。「特別徴収切替依頼書」（12 ページをコピー又は **ID** 1009936）に必要事項を記入し、提出してください。

## 11. 退職手当等を支払う場合 **ID** 1000916

退職所得に係る市民税・県民税は、所得税と同様に、他の所得と分離して算出した税額を退職手当等から徴収し、毎月の給与分とあわせて翌月10日までに納入することになっています。納入する際は「納入書の取り扱いについて」（5ページ）をご参照のうえ、**納入書裏面の納入申告書に必要事項を記入したものを金融機関等に提出してください。**

ただし、個人事業主の方は、納入書裏面の納入申告書には**記入せず**金融機関等に提出していただき、右の納入申告書（※1）をコピーして切り取ったものに必要事項を記入し、郵送等により一宮市財務部市民税課に提出してください（※2）。

※1 納入書として使用できません。納入書が必要な場合は **ID** 1009935からダウンロードしてください。

※2 個人番号を記載した納入申告書を金融機関等にご提出いただくことができないため、お手数ですがご協力をお願いします。

## 12. 特別徴収事務における手続等の電子化について **ID** 1005453 **ID** 1039887

eLTAXを利用することで給与支払報告書等を電子的に提出することができ、手数料（※）をかけずに複数の自治体への納税を一度にすることができます。また、税額決定通知書を書面だけでなく電子データで受け取ることもできます。詳細については、eLTAXウェブサイト (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

※インターネットバンキングなど一部手数料がかかる場合もあります。

◎ 退職所得分について記入してください。

市民税・県民税 <b>納入申告書</b>	
(あて先)一宮市長 令和 年 月 日 提出	
(特別徴収義務者) 所在地	
名称	
法人番号 又は 個人番号	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
令和 年 月 分	人員
退職手当等の支払金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
特 別 徴 収 税 額	市民税
	県民税
1月1日の住所	一宮市
氏 名	
勤 続 年 数	年 退職金額 円
特別徴収税額	市民税 円 県民税 円
1月1日の住所	一宮市
氏 名	
勤 続 年 数	年 退職金額 円
特別徴収税額	市民税 円 県民税 円
1月1日の住所	一宮市
氏 名	
勤 続 年 数	年 退職金額 円
特別徴収税額	市民税 円 県民税 円
1月1日の住所	一宮市
氏 名	
勤 続 年 数	年 退職金額 円
特別徴収税額	市民税 円 県民税 円

# 納入書の取り扱いについて

## 1 記載されている金額から変更がない場合

- ・対象となる月の納入書であることを確認し、そのまま使用してください。この場合、何も記入する必要はありません。

## 2 記載されている金額から変更がある場合

愛知県一宮市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
指定番号	納入金額1)	
0560001234	80,000	
令和 8 年 6 月分		
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し、納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 [一括収付を含む]	75000
	退職所得分	
	金延滞金	
納期限 令和 8 年 7 月 10 日	額	
	(2) 合計額	75000
(特別徴収義務者) 住 所 〒 XXX-XXXX 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号	領収日付印	
氏名 又は 名称 〇〇〇株式会社	様	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

愛知県一宮市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
指定番号	納入金額1)	
0560001234	80,000	
令和 8 年 6 月分		
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し、納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 [一括収付を含む]	75000
	退職所得分	
	金延滞金	
納期限 令和 8 年 7 月 10 日	額	
	(2) 合計額	75000
(特別徴収義務者) 住 所 〒 XXX-XXXX 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号	領収日付印	
氏名 又は 名称 〇〇〇株式会社		

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行保管)

愛知県一宮市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
指定番号	納入金額1)	
0560001234	80,000	
令和 08 年 06 月分		
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し、納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 [一括収付を含む]	75000
	退職所得分	
	金延滞金	
納期限 令和 8 年 7 月 10 日	額	
	(2) 合計額	75000
(特別徴収義務者) 住 所 〒 XXX-XXXX 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号	領収日付印	
氏名 又は 名称 〇〇〇株式会社	納	

上記のとおり通知します。(受付店→三菱UFJ銀行一宮支店(取りまとめ店)→一宮市) (一宮市保管)

横線で抹消してください。変更後の金額は必ず「給与分」の欄に記入してください。

合計額の欄に変更後の金額を記入してください。

- ・「¥」の記号は記入しないでください。

## 3 予備の納入書を使用する場合

愛知県一宮市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
指定番号	納入金額1)	
0560001234	75000	
令和 8 年 6 月分		
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し、納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 [一括収付を含む]	75000
	退職所得分	
	金延滞金	
納期限 令和 8 年 7 月 10 日	額	
	(2) 合計額	75000
(特別徴収義務者) 住 所 〒 XXX-XXXX 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号	領収日付印	
氏名 又は 名称 〇〇〇株式会社	様	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

愛知県一宮市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
指定番号	納入金額1)	
0560001234	75000	
令和 8 年 6 月分		
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し、納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 [一括収付を含む]	75000
	退職所得分	
	金延滞金	
納期限 令和 8 年 7 月 10 日	額	
	(2) 合計額	75000
(特別徴収義務者) 住 所 〒 XXX-XXXX 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号	領収日付印	
氏名 又は 名称 〇〇〇株式会社		

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行保管)

愛知県一宮市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
指定番号	納入金額1)	
0560001234	75000	
令和 08 年 06 月分		
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し、納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 [一括収付を含む]	75000
	退職所得分	
	金延滞金	
納期限 令和 8 年 7 月 10 日	額	
	(2) 合計額	75000
(特別徴収義務者) 住 所 〒 XXX-XXXX 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号	領収日付印	
氏名 又は 名称 〇〇〇株式会社	納	

上記のとおり通知します。(受付店→三菱UFJ銀行一宮支店(取りまとめ店)→一宮市) (一宮市保管)

月割額を徴収した年月を記入してください。

給与分と合計額の欄に金額を記入してください。

- ・「¥」の記号は記入しないでください。





記入例 ①【退職等により未徴収税額を一括徴収する場合】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

（あて先）一宮市長 所在地 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
フリガナ イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ  
氏名又は名称 一宮産業 株式会社  
個人番号又は法人番号 30000020232033

（あて先）一宮市長 所在地 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
フリガナ イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ  
氏名又は名称 一宮産業 株式会社  
個人番号又は法人番号 30000020232033

（ア）特別徴収税額（年税額） 60,000円  
（イ）徴収済額 40,000円  
（ウ）未徴収税額（ア）-（イ） 20,000円

異動年月日 令和09年01月30日  
異動の事由 1. 退職  
2. 一括徴収  
3. 普通徴収（本人納付）

異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続  
2. 一括徴収  
3. 普通徴収（本人納付）

1. 特別徴収継続の場合  
特別徴収義務者指定番号 000070111122  
所在地 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
フリガナ イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ  
氏名又は名称 一宮産業 株式会社  
担当 所属 氏名 木曾川 良子  
受給者番号 0586-28-8964  
電話 0586-28-8964

2. 一括徴収の場合  
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため  
2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため  
徴収予定日 2月25日  
徴収予定額（上記（ウ）と同額） 20,000円  
左記の一括徴収した税額は、02月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3. 普通徴収の場合  
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため  
※出国される場合は、できる限り一括徴収にご協力ください。  
2. 5月31日までを支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため  
3. 死亡による退職であるため

記入例 ②【転勤等により特別徴収を継続する場合】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

（あて先）一宮市長 所在地 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
フリガナ イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ  
氏名又は名称 一宮産業 株式会社  
個人番号又は法人番号 30000020232033

（あて先）一宮市長 所在地 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
フリガナ イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ  
氏名又は名称 一宮産業 株式会社  
個人番号又は法人番号 30000020232033

（ア）特別徴収税額（年税額） 60,000円  
（イ）徴収済額 40,000円  
（ウ）未徴収税額（ア）-（イ） 20,000円

異動年月日 令和09年01月30日  
異動の事由 2. 転勤  
3. 普通徴収（本人納付）

異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続  
2. 一括徴収  
3. 普通徴収（本人納付）

1. 特別徴収継続の場合  
特別徴収義務者指定番号 000070111122  
所在地 〒491-1234 一宮市緑6丁目7番1号  
フリガナ カブシキガイシャ トウカイ  
氏名又は名称 株式会社 東海  
担当 所属 氏名 一宮 太郎  
受給者番号 0586-28-8963  
電話 0586-28-8963

2. 一括徴収の場合  
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため  
2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため  
徴収予定日 月 日  
徴収予定額（上記（ウ）と同額） 月 円  
左記の一括徴収した税額は、02月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3. 普通徴収の場合  
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため  
※出国される場合は、できる限り一括徴収にご協力ください。  
2. 5月31日までを支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため  
3. 死亡による退職であるため

記入例 ③【退職等により未徴収税額を普通徴収（個人納付）に切り替える場合】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

（あて先）一宮市長 所在地 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
フリガナ イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ  
氏名又は名称 一宮産業 株式会社  
個人番号又は法人番号 30000020232033

（あて先）一宮市長 所在地 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
フリガナ イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ  
氏名又は名称 一宮産業 株式会社  
個人番号又は法人番号 30000020232033

（ア）特別徴収税額（年税額） 60,000円  
（イ）徴収済額 40,000円  
（ウ）未徴収税額（ア）-（イ） 20,000円

異動年月日 令和08年12月27日  
異動の事由 1. 退職  
2. 一括徴収  
3. 普通徴収（本人納付）

異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続  
2. 一括徴収  
3. 普通徴収（本人納付）

1. 特別徴収継続の場合  
特別徴収義務者指定番号 000070111122  
所在地 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
フリガナ イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ  
氏名又は名称 一宮産業 株式会社  
担当 所属 氏名 木曾川 良子  
受給者番号 0586-28-8964  
電話 0586-28-8964

2. 一括徴収の場合  
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため  
2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため  
徴収予定日 月 日  
徴収予定額（上記（ウ）と同額） 月 円  
左記の一括徴収した税額は、02月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3. 普通徴収の場合  
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため  
※出国される場合は、できる限り一括徴収にご協力ください。  
2. 5月31日までを支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため  
3. 死亡による退職であるため

記入例 ④【給与支払報告書の提出後に退職等をした場合】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

（あて先）一宮市長 所在地 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
フリガナ イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ  
氏名又は名称 一宮産業 株式会社  
個人番号又は法人番号 30000020232033

（あて先）一宮市長 所在地 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
フリガナ イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ  
氏名又は名称 一宮産業 株式会社  
個人番号又は法人番号 30000020232033

（ア）特別徴収税額（年税額） 60,000円  
（イ）徴収済額 40,000円  
（ウ）未徴収税額（ア）-（イ） 20,000円

異動年月日 令和09年03月31日  
異動の事由 1. 退職  
2. 一括徴収  
3. 普通徴収（本人納付）

異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続  
2. 一括徴収  
3. 普通徴収（本人納付）

1. 特別徴収継続の場合  
特別徴収義務者指定番号 000070111122  
所在地 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
フリガナ イチノミヤサンギョウカブシキガイシャ  
氏名又は名称 一宮産業 株式会社  
担当 所属 氏名 木曾川 良子  
受給者番号 0586-28-8964  
電話 0586-28-8964


2. 一括徴収の場合  
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため  
2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため  
徴収予定日 月 日  
徴収予定額（上記（ウ）と同額） 月 円  
左記の一括徴収した税額は、02月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3. 普通徴収の場合  
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため  
※出国される場合は、できる限り一括徴収にご協力ください。  
2. 5月31日までを支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため  
3. 死亡による退職であるため

給与支払報告  
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
-------	--------	--------	--------

(あて先) 一宮市長  令和 年 月 日提出	〔 義務者 〕 〔 特別徴収 〕 給与支払者	所在地 〒	特別徴収義務者 指 定 番 号														
		フリガナ	宛 名 番 号														
		氏名又は名称	担 連 絡 先 所 属 氏 名														
		個人番号 又は法人番号	電 話 内 線 ( )														
給 与 所 得 者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法										
	氏 名																
	生年月日							大	昭	平	年	月	日				
	個人番号																
	受給者番号																
	1月1日 現在の住所	月分から		月分まで		令和 年	1. 退 職 ・ 長 期 欠 勤 2. 転 職 ・ 不 定 期 散 他 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 6. 合 併 7. そ の 他 〔 事 由 ・ 理 由 〕		右から 番号を 記入		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						
異動後の 住所	円	円	円	日													

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	〔 新規 〕 法 人 番 号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。												
	所在地 〒	担 当 者 連 絡 先	所 属											受 給 者 番 号										
	フリガナ		氏 名												納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要						
氏名又は名称	電 話	内 線 ( )																						

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 右から 番号を 記入	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合


理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため ※出国される場合は、できる限り一括徴収にご協力ください。 <input type="checkbox"/> 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため 右から 番号を 記入	備 考

※複写するか一宮市ウェブページ(ID:1009932)からダウンロードしてご使用ください。  
 ※事業所控が必要な場合は複写等してください。返送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

# 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書

## 記入例

※複製するか一宮市ウェブページ（ID：1009934）からダウンロードしてご使用ください。返送を希望される場合は返信用封筒を同封してください。

(あて先) 一宮市長    令和 X 年 X 月 X 日	申	住所又は所在地	〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号										特別徴収指定番号	0	0	0	2	2	2	1	1	1
	者	名称	有限会社 いちのみや										所属	総務課								
		代表取締役	代表取締役 一宮 一子										氏名	愛知 博								
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	電話	( 0586 ) 28 - 8964					
地方税法第321条の5の2第1項及び一宮市市税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。																						
特例の適用を受けようとする税額		令和 8 年 6 月分以降の納期にかかる市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額																				
申請の日前6か月間の給与の支払人員(カッコ内には臨時雇用者の人員を記入してください。)		8 年 5 月分	9 人 ( 0 )人					8 年 2 月分	8 人 ( 2 )人													
		8 年 4 月分	7 人 ( 0 )人					8 年 1 月分	8 人 ( 2 )人													
		8 年 3 月分	8 人 ( 1 )人					7 年 12 月分	9 人 ( 4 )人													
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものときは、その理由の詳細		一宮市在住、あるいは特別徴収対象者に限らず、すべての従業員の方について記入してください。																				
申請日の前1年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日												年 月 日										
※市処理欄 (記入しないでください)	処理区分	承認 却下	却下の理由										滞納状況 有 無									



# 特別徴収切替依頼書

## 記入例

※複写するか一宮市ウェブページ（ID…1009936）からダウンロードしてご使用ください。返送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

(あて先) 一宮市長  受付印  令和 X 年 X 月 X 日提出	特別徴収義務者	所在地 (住所)	〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号		特別徴収義務者指定番号	0007011122
		フリガナ	イチノミヤサンギョウ カブシキガイシャ		納入書の送付	要・不要
		名称又は氏名	一宮産業 株式会社		既に本年度の納入書を送付している場合、再送付しません。 以前送付した納入書の金額を訂正してご使用ください。	
		代表者の氏名	一宮 太郎			
		法人番号※1	3000020232033	電話	0586 ) 28 - 8964	

次の納税者について、普通徴収 2 期分以降を特別徴収 7 月分 (8 月 10 日納期限分) から特別徴収を希望します。※2

住所	〒491 - 0028 一宮市朝日4丁目2番8号		普通徴収の納付済税額 (該当項目に○をつけてください) ※3	1. 全額未納付 ② 1期分まで納付済 3. 2期分まで納付済 4. 3期分まで納付済 5. その他 ( )	
フリガナ	ビサイ ハジメ	生年月日			明大 1年3月8日
氏名	尾西 -				昭 平
通知書番号		受給者番号			

※1 特別徴収義務者が個人事業主の場合は、個人番号の記載は不要です。「法人番号」の欄は空欄で提出してください。

※2 特別徴収を開始できる月は、最短で依頼書が到達した日の属する月の翌月以降からとなります。また、原則として依頼書が月の下旬に到達した場合は同月の下旬に、月の下旬に到達した場合は翌月中旬に特別徴収税額決定(変更)通知書を送付します。このことにご留意のうえ、給与計算に支障のないよう特別徴収開始を希望する月をご記入ください。

※3 納税者本人に何期分まで納税されたかを必ずご確認ください。納付を済ませた分や納期限が過ぎている分は特別徴収に切り替えることができません。

提出先 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
一宮市財務部市民税課 特別徴収担当

市処理欄	処理日	口座	年金	その他
		有・無	有・無	

# 特別徴収切替依頼書

※複写するか一宮市ウェブページ（ID…1009936）からダウンロードしてご使用ください。返信用封筒を同封してください。

(あて先) 一宮市長  <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                     受付印                 </div> 令和 年 月 日提出	特別徴収義務者	所在地 (住所)											特別徴収義務者 指定番号						
		フリガナ											納入書 の送付	要・不要					
		名称 又は 氏名																	
		代表者の 氏名											担当者	所属					
		法人番号 ※1												氏名					
											電話	( ) -							

次の納税者について、普通徴収\_\_\_\_期分以降を特別徴収\_\_\_\_月分(\_\_\_\_月\_\_\_\_日納期限分)から特別徴収を希望します。※2

住所											普通徴収の 納付済税額 (該当項目に ○をつけて ください)※3	1. 全額未納付 2. 1期分まで納付済 3. 2期分まで納付済 4. 3期分まで納付済 5. その他 ( )					
フリガナ																	
氏名	生年月日	明大 年 月 日					昭平										
通知書番号	受給者番号																

※1 特別徴収義務者が個人事業主の場合は、個人番号の記載は不要です。「法人番号」の欄は空欄で提出してください。

※2 特別徴収を開始できる月は、最短で**依頼書が到達した日の属する月の翌月以降**からとなります。また、原則として依頼書が月の下旬に到達した場合は同月の下旬に、月の下旬に到達した場合は翌月中旬に特別徴収税額決定(変更)通知書を送付します。このことにご留意のうえ、給与計算に支障のないよう特別徴収開始を希望する月をご記入ください。

※3 納税義務者に普通徴収で何期分まで納税されたかを必ずご確認ください。なお、納期限が過ぎているものについては、特別徴収に切り替えることができません。

提出先 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
一宮市財務部市民税課 特別徴収担当

市処理欄	処理日	口座	年金	その他
		有・無	有・無	



ゆうちょ銀行・郵便局  
を利用される  
特別徴収義務者に  
(お願い)

東海4県(愛知、岐阜、  
三重、静岡)以外の  
ゆうちょ銀行・郵便局  
での払込みを希望さ  
れる場合は、第1回  
の納入の際に、右の  
「指定通知書」をゆう  
ちょ銀行・郵便局へ  
提出してください。

年 月 日

ゆうちょ銀行本店長様  
ゆうちょ銀行支店長様  
郵便局長様

愛知県一宮市長  
(公印省略)

## 指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・県民税・森林環境税  
特別徴収税額の納入取扱店(局)に指定しましたので通知します。

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| 1. 認 可 番 号 | 貯業－第1078号(東海郵政局昭和52年9月5日) |
| 1. 口 座 番 号 | 00810－1－960410番           |
| 1. 加入者の名称  | 一宮市会計管理者                  |
| 1. 取りまとめ店  | 名古屋貯金事務センター               |